をいう。以下同じ。）による業務管理体制の整備についての取組の状況その他の当該事実に関して当該指定事業者等が有していた責任の程度を確認した結果、当該指定事業者等が当該指定の取消しの理由となった事実について組織的に関与していると認められない場合に係るものとする。

2　前項の規定は、法第三十六条第三項第七号の主務省令で定める同号本文に規定する指定の取消しに該当しないこととすることが相当であると認められるものについて準用する。

（法第三十六条第三項第七号の申請者の親会社等）

第三十四条の二十の三　（略）

2　法第三十六条第三項第七号の主務省令で定める申請者の親会社等がその事業を実質的に支配し、又はその事業に重要な影響を与える関係にある者は、次に掲げる者とする。

一～三　（略）

3　法第三十六条第三項第七号の主務省令で定める申請者がその事業を実質的に支配し、又はその事業に重要な影響を与える関係にある者は、次に掲げる者とする。

一～三　（略）

4　法第三十六条第三項第七号の主務省令で定める密接な関係を有する法人は、次の各号のいずれにも該当する法人とする。

一～三　（略）

（法第三十六条第四項の主務省令で定める基準）

第三十四条の二十一　法第三十六条第四項（法第三十七条第二項において準用する場合を含む。）の主務省令で定める基準は、法人であることとする。ただし、療養介護に係る指定又は短期入所（病院又は診療所により行われるものに限る。）に係る指定の申請についてはこの限りでない。

2　（略）

（法第三十八条第三項において準用する法第三十六条第四項の主務省令で定める基準）

第三十四条の二十四の二　法第三十八条第三項（法第三十九条第二項において準用する場合を含む。）において準用する法第三十六条第四項の主務省令で定める基準は、法人であることとする。

2　（略）

（共生型障害福祉サービス事業者の特例に係るサービスの種類）

第三十四条の二十六の二　法第四十一条の二第一項の主務省令で定める障害福祉サービスは、重度訪問介護、短期入所及び自立訓練とする。

第三十四条の二十六の三　生活介護について法第四十一条の二第一項の主務省令で定める障害児通所支援の種類は、児童発達支援（児童福祉法第六条の二の二第二項に規定する児童発達支援をいう。）及び放課後等デイサービス（同条第四項に規定する放課後等デイサービスをいう。）とする。

第三十四条の二十六の四　法第四十一条の二第一項の主務省令で定める居宅サービスの種類は、次の各号に掲げる障害福祉サービスの種類に応じて当該各号に定める種類とする。

一～三　（略）

第三十四条の二十六の五　法第四十一条の二第一項の主務省令で定める地域密着型サービスの種類は、次の各号に掲げる障害福祉サービスの種類に応じて当該各号に定める種類とする。

一・二　（略）

2　前項の規定は、法第三十六条第三項第七号の厚生労働省令で定める同号本文に規定する指定の取消しに該当しないこととすることが相当であると認められるものについて準用する。

（法第三十六条第三項第七号の申請者の親会社等）

第三十四条の二十の三　（略）

2　法第三十六条第三項第七号の厚生労働省令で定める申請者の親会社等がその事業を実質的に支配し、又はその事業に重要な影響を与える関係にある者は、次に掲げる者とする。

一～三　（略）

3　法第三十六条第三項第七号の厚生労働省令で定める申請者がその事業を実質的に支配し、又はその事業に重要な影響を与える関係にある者は、次に掲げる者とする。

一～三　（略）

4　法第三十六条第三項第七号の厚生労働省令で定める密接な関係を有する法人は、次の各号のいずれにも該当する法人とする。

一～三　（略）

（法第三十六条第四項の厚生労働省令で定める基準）

第三十四条の二十一　法第三十六条第四項（法第三十七条第二項において準用する場合を含む。）の厚生労働省令で定める基準は、法人であることとする。ただし、療養介護に係る指定又は短期入所（病院又は診療所により行われるものに限る。）に係る指定の申請についてはこの限りでない。

2　（略）

（法第三十八条第三項において準用する法第三十六条第四項の厚生労働省令で定める基準）

第三十四条の二十四の二　法第三十八条第三項（法第三十九条第二項において準用する場合を含む。）において準用する法第三十六条第四項の厚生労働省令で定める基準は、法人であることとする。

2　（略）

（共生型障害福祉サービス事業者の特例に係るサービスの種類）

第三十四条の二十六の二　法第四十一条の二第一項の厚生労働省令で定める障害福祉サービスは、重度訪問介護、短期入所及び自立訓練とする。

第三十四条の二十六の三　生活介護について法第四十一条の二第一項の厚生労働省令で定める障害児通所支援の種類は、児童発達支援（児童福祉法第六条の二の二第二項に規定する児童発達支援をいう。）及び放課後等デイサービス（同条第四項に規定する放課後等デイサービスをいう。）とする。

第三十四条の二十六の四　法第四十一条の二第一項の厚生労働省令で定める居宅サービスの種類は、次の各号に掲げる障害福祉サービスの種類に応じて当該各号に定める種類とする。

一～三　（略）

第三十四条の二十六の五　法第四十一条の二第一項の厚生労働省令で定める地域密着型サービスの種類は、次の各号に掲げる障害福祉サービスの種類に応じて当該各号に定める種類とする。

一・二　（略）